

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

業務要求水準書

防衛省

〈目次〉

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1 業務要求水準書の位置づけ | 1 |
| 第2 事業の背景及び目的 | 1 |
| 第3 事業概要 | 2 |
| 第4 国が実施する業務 | 3 |
| 第5 秘密保全等 | 4 |
| 第6 本事業の従事者 | 6 |
| 第7 本事業の業務の委託等 | 6 |
| 第8 戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生した場合の業務等 | 6 |
| 第9 著作権に関する指示 | 7 |
| 第10 適用法令等 | 7 |
| 第11 引用文書 | 8 |
| 第12 貸付物品 | 8 |
| 第2部 各論 | 9 |
| 第1 画像データ取得業務 | 9 |
| 1. 本事業衛星の性能及び投入軌道に関する要求水準 | 9 |
| 1.1 本事業衛星の性能 | 9 |
| 1.2 投入軌道 | 10 |
| 2. 本事業衛星の再訪頻度に関する要求水準 | 10 |
| 2.1 対象範囲 | 10 |
| 2.2 再訪頻度 | 10 |
| 3. 本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準 | 11 |
| 3.1 対象領域 | 11 |
| 3.2 撮像優先権 | 11 |
| 3.3 適用期間 | 11 |
| 4. 本事業衛星の画像生成レベルに関する要求水準 | 11 |
| 4.1 処理内容 | 11 |
| 4.2 画像データのフォーマット | 12 |
| 4.3 メタデータ | 12 |
| 5. 撮像要求から画像データの提供までの要領等に関する要求水準 | 13 |
| 5.1 撮像要求から撮像までの間の要領等 | 13 |
| 5.2 撮像から画像データの提供までの間の要領等 | 15 |
| 5.3 画像取得時間 | 16 |
| 6. その他地上局に関する要求水準 | 20 |
| 6.1 その他地上局の借上げ | 20 |

| | | |
|------|----------------------------------|----|
| 6.2 | その他地上局の利用 | 22 |
| 7. | 本事業衛星の打上げに関する要求水準 | 23 |
| 7.1 | 使用するロケット | 23 |
| 8. | 本事業衛星の運用に関する要求水準 | 23 |
| 8.1 | 概要 | 23 |
| 8.2 | 運用期間 | 24 |
| 8.3 | 本事業衛星 | 24 |
| 8.4 | 本事業衛星以外の衛星 | 24 |
| 8.5 | 要求数量 | 26 |
| 8.6 | 実施体制 | 26 |
| 8.7 | 納入不能時の対応 | 27 |
| 8.8 | 品質保証 | 27 |
| 8.9 | 実施計画書の作成 | 28 |
| 8.10 | 活動報告書 | 28 |
| 8.11 | その他必要書類の提供 | 29 |
| 8.12 | 画像データの利用範囲及び権利 | 29 |
| 第2 | 専用地上施設運用等業務 | 29 |
| 1. | 統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準 | 29 |
| 1.1 | 撮像指示・画像表示端末の準備 | 29 |
| 1.2 | 専用の端末 | 30 |
| 1.3 | 簡易システム | 32 |
| 1.4 | 統合運用システム | 34 |
| 1.5 | 端末の稼働条件 | 35 |
| 1.6 | 飯岡地上局の利用に関する要求水準 | 35 |
| 1.7 | 統合運用システムの従系 | 36 |
| 1.8 | 操作説明 | 36 |
| 2. | 専用地上局の設置場所及び機能に関する要求水準 | 37 |
| 2.1 | 専用地上局 | 37 |
| 3. | 統合運用システム等及び専用地上局の維持管理に関する要求水準 | 38 |
| 3.1 | 定期点検 | 38 |
| 4. | 我が国の安全保障用途に適合したセキュリティレベルに関する要求水準 | 38 |
| 4.1 | 端末装置等 | 38 |
| 4.2 | 情報の保全等 | 38 |
| 第3 | 全般管理業務 | 40 |
| 1. | 業務の概要 | 40 |
| 2. | 業務の実施方法及び要求水準 | 41 |

| | | |
|------|----------------|----|
| 2. 1 | 業務内容 | 41 |
| 2. 2 | 国への提出物 | 42 |
| 別紙 1 | 撮像明細書 | 43 |
| 別紙 2 | 提出書類 | 44 |
| 別紙 3 | 全般管理業務に関する提出書類 | 45 |
| 別紙 4 | 用語の説明 | 46 |

第1部 総論

第1 業務要求水準書の位置づけ

本業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、応募者の提案及び防衛省（以下「国」という。）が選定する民間事業者（以下「事業者」という。）の事業遂行にかかる具体的な指針であり、国が事業者に要求する業務の水準を示すものである。

応募者は、要求水準書に規定されている事項（以下「要求水準」という。）を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、国は、要求水準を事業者の選定の過程における審査条件の一部として用いる。

事業者は、本事業の事業期間を通じて、要求水準及び自らの提案内容を遵守しなければならない。国による本事業の実施状況の監視（モニタリング）により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、改善要求又は契約解除等の措置がなされる。

なお、本資料において用いられる用語の定義は、別段の定めのない限り、実施方針に定めるところと同じとする。

第2 事業の背景及び目的

我が国の周辺における軍事活動が活発化する中、国としては、様々な手段を適切に活用し、隙のない情報収集体制を構築することが必要不可欠となっている。特に、我が国に侵攻する部隊をその防空ミサイル等の脅威圏外から撃破するスタンド・オフ防衛能力の実効性を確保する観点から、情報収集能力を抜本的に強化することが重要である。

このためには、安全保障用途で必要となる機能等を備えた衛星により、国が求めるタイミングで高頻度かつ優先的に撮像することで、安定的に画像を取得することが必要となる。

現状の民間商用衛星の画像を取得する形では、衛星の構成や運用が国のニーズを満たす形で最適化されているわけではなく、必ずしも国が求める頻度で画像取得ができない状況にある。また、画像撮像の制限（シャッターコントロール）のおそれがある場合や画像取得の優先権を獲得できない場合は、国が求めるタイミングで画像が取得できない可能性がある。

以上を踏まえ、国が画像取得の優先権を有し、国のニーズを満たす最適な構成で構築する衛星コンステレーション（以下「本事業衛星によるコンステレーション」という。）を整備し、それを活用することで、安定的な画像取得を実現することとしている。

なお、昨今では、宇宙技術の革新が急速に進み、小型衛星コンステレーションを構築し、画像情報を高頻度に提供する民間ビジネスが拡大している。

このため、本事業を進めるに当たっては、小型衛星コンステレーションを民間企業に

保有させることで、衛星の製造、打上げ及び運用並びに地上施設の整備に関する民間のノウハウや既存の資産を最大限活用し、国の所要以外の機会では、民間需要に販売することを可能とすることで、事業費の抑制につなげるといった観点から、PFI方式を採用することとしている。

第3 事業概要

本事業の事業期間は契約締結日から令和13年3月31日までを予定している。

本事業の範囲は次の各号のとおりとし、各業務の詳細は第2部において規定する。また、国が実施する業務については第4を参照すること。民間需要に対応するため、画像データの販売や衛星の売却を実施する場合は、事前に販売先等を国に届け出ること。また、国から協議の求めがあった場合は、協議に応じること。

なお、事業者は、各業務の実施に当たり、国との間で調整・報告が必要になった場合は、国との連絡会議を実施することができる。

(1) 画像データ取得業務

本事業衛星によるコンステレーションからの画像データの取得に関する業務（以下「画像データ取得業務」という。）は、以下の（ア）から（ウ）までとし、事業者は、国が撮像優先権を有する国産衛星（日本国法人が、主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星をいう。以下「本事業衛星」という。）でコンステレーションを整備し、画像データを取得する。

なお、本事業衛星によるコンステレーションは、新たに調達する要求水準を満たす衛星若しくは要求水準を満たす既存の衛星又はその両方の衛星で構築するものとする。また、（ウ）には、本業務を実行するために必要な地上局サービス会社の地上局等の利用（次号の専用地上施設運用等業務を除く。）を含むものとする。

画像データ取得業務の詳細については、第2部において規定する。

- (ア) 衛星コンステレーションの整備
- (イ) 衛星コンステレーションからの画像データの取得
- (ウ) その他衛星コンステレーションからの画像データ取得に関して必要な一切の業務

(2) 専用地上施設運用等業務

国が本事業で専用する地上施設（以下「専用地上施設」という。）の運用等に関する業務（以下「専用地上施設運用等業務」という。）は、以下の（ア）及び（イ）とし、事業者は、国が本事業で専用する統合運用システム及び簡易システム等（以下「統合運用システム等」という。）並びに本事業で専用する地上局（アンテナ）（以下「専用地上局」という。）を新たに整備し、運用及び維持管理を行う。専用地上施設運用等業務の詳細については、第2部において規定する。

(ア)統合運用システム等運用等業務

- ・ 統合運用システム等の整備（設計、製造及び設置）
- ・ 統合運用システム等の運用
- ・ 統合運用システム等の維持管理
- ・ その他統合運用システム等の運用等に関して必要な一切の業務

(イ)専用地上局運用等業務

- ・ 専用地上局の整備（設計、製造及び設置）
- ・ 専用地上局の運用
- ・ 専用地上局の維持管理
- ・ その他専用地上局の運用等に関して必要な一切の業務

(3) 全般管理業務

事業者は、自らの経営管理及び各業務実施企業の業務管理、国との間の連絡調整その他本事業の全般的な管理に必要な業務（以下「全般管理業務」という。）を行う。

第4 国が実施する業務

国は、本事業に関連して以下の業務を実施する。

(1) 業績等の監視（モニタリング）及び改善要求措置

(ア)業績等の監視（モニタリング）

国は、事業者の業務履行状況等について、要求水準書、事業者の提案書、事業契約書等に基づき、説明の聴取、文書の閲覧、委託先及び再委託先の事務所を含む本業務の実施場所への立入りによる確認及びその他の手段により、業績等の監視（モニタリング）を行う。

(イ)改善要求措置等

国は、(ア)の業績等の監視（モニタリング）に基づき、必要に応じて事業者に対し改善要求措置等を行うものとする。

(2) 事業者に対する撮像要求及び撮像指示

国は、必要な画像データの撮像位置、撮像時期その他の撮像条件をまとめた撮像要求を行う。また、国は事業者が撮像要求に基づいて作成した撮像計画を確認し、事業者に対して撮像指示を行う。

(3) 飯岡地上局の整備及び維持管理

国は、所管している千葉県旭市の撮像データをダウンロードすることができる地上局(アンテナ)（以下「飯岡地上局」という。）を維持管理し、令和10年3月31日から事業者が飯岡地上局を利用できるよう、事業者に対し以下の業務を実施する。

- ・ 国が飯岡地上局を使用している時間帯の事業者への情報提供
- ・ 飯岡地上局の使用に係る可否の事業者への送信
- ・ 飯岡地上局で受信した撮像データの事業者への送信

(4) 陸上通信回線の提供

国は、必要に応じて、飯岡地上局と市ヶ谷地上システム間を接続する陸上通信回線を事業者に無償で提供する。

(5) 国の物品等の貸付け

国は、必要に応じて、本事業を実施する上で必要な国の物品等を事業者は無償で貸付ける。

(6) 事務室等及び電気・水等の提供

国は、業務実施に必要な国の敷地内の事務室等及び当該事務室等の電気・水等を事業者は無償で提供する。

第5 秘密保全等

(1) 情報の保全等

事業者は、本事業の実施に当たり知り得た事項及び保護すべき情報その他の非公開の情報（以下「保護すべき情報等」という。）について、関係法令等の規定に基づき厳重に管理しなければならない。各業務ごとの保護すべき情報等の取扱いは次表を基準とし、細部は、国から提供するものについては交付又は伝達の時期までに、事業者が作成するものについては国との協議等において示す。

| 業務 | 大項目 | 小項目 |
|-----------------|--|------------------|
| 画像データ 取得業務 | 本事業衛星の性能 及び投入軌道に関 する要求水準 | 撮像偏波方式 |
| | | 観測モード |
| | | 観測幅及び観測領域 |
| | | 空間分解能 |
| | | 軌道種別 |
| | 本事業衛星の再訪 頻度に関する要求 水準 | 対象範囲 |
| | | 再訪頻度 |
| | 本事業衛星の撮像 優先権に関する要 求水準 | 対象領域 |
| | 本事業衛星の画像 生成レベルに関す る要求水準 | 処理内容 |
| | 撮像要求から画像 データの提供まで の要領等に関する 要求水準 | 撮像要求から撮像までの間の要領等 |
| | | 画像取得時間 |
| | その他地上局に関 する要求水準 | 重点地域の範囲 |
| | | その他地上局の借上げ |
| | | その他地上局の利用 |
| | 本事業衛星の運用 に関する要求水準 | 本事業衛星以外の衛星 |
| | | 要求数量 |
| 納入不能時の対応 | | |
| 専用地上施設 運用等業務 | 統合運用システム 等の設置場所及び 機能に関する要求 水準 | 専用の端末 |
| | | 簡易システム |
| | | 統合運用システム |
| | 専用地上局の設置 場所及び機能に関 する要求水準 | 専用地上局 |

(2) 立入等手続の遵守

事業者は、国の施設への立入り、物品の搬入及び持出し等に当たっては、当該施設の管理者が定める手続を遵守するとともに、その指示に従わなければならない。

第6 本事業の従事者

(1) 有資格者の配置

事業者は、本事業の実施に当たり、関係法令に定める有資格者を配置しなければならない。

(2) 従事者の届出

前号の規定によるほか、本事業の従事者（委託先及び再委託先における従事者を含む。以下同じ。）は、「情報システムに関するサプライチェーン・リスク対応のための措置について」（防装庁（事）第3号。平成31年1月9日）の規定に基づいて定められた特約条項より、国に届け出を行った者でなければならない。

第7 本事業の業務の委託等

(1) 再委託等の制限

事業者は、次に掲げる業務の全部又はその主たる部分全体について応募者以外の者に一括で再委託等してはならない。

- ・ 画像データ取得業務
- ・ 専用地上施設の整備に関する業務
- ・ 専用地上施設の運用及び維持管理に関する業務
- ・ 本事業の全般管理に関する業務

(2) リスク負担の制限

事業者は、本事業に関する業務の委託に際し、当該業務に係るいかなるリスクについても、委託先等との関係においてこれを免除し、又は委託先等に代わってこれを負担してはならない。

また、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社を設立する場合の事業者は、本事業以外の事業を営み、又は本事業を構成する各業務の実施に必要な契約以外の契約を締結してはならない。

第8 戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生した場合の業務等

事業者は、戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生し、本事業に従事することが困難な状況が生じた場合でも、国が撮像指示を行い必要な画像データの取得が実施できるよう処置を講じなければならない。

第9 著作権に関する指示

著作権の取扱いは、事業契約書の定めるところによる。

第10 適用法令等

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守することとする。

- ・ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ・ 民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）
- ・ 宇宙基本法（平成20年法律第43号）
- ・ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）
- ・ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成28年法律第77号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- ・ 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和3年法律第83号）
- ・ 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）
- ・ 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）
- ・ 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- ・ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- ・ 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。平成31年1月9日）
- ・ 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。平成31年1月9日）
- ・ 情報本部における立入禁止場所等に関する達（情報本部達第4号。平成20年3月19日）
- ・ 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- ・ 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。平成19年9月20日）
- ・ リスク管理枠組み（RMF）のセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第1

4550号。令和5年7月3日)

- ・ 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）（防整サ第26438号。令和6年11月20日）
- ・ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

第11 引用文書

(1) 仕様書

DIH-CG-13001 地上局（高速回線接続装置等）の換装

第12 貸付物品

貸付品等は、次表に示す文書のほか、本役務の履行において官側が必要と認めた物品等を“防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令”に基づき、無償で貸付けを受けることができる。

ただし、貸付品等の利用について、著作権が官側に譲渡されていないものについては、その全部又は一部が提供できない場合がある。その場合契約の相手方は、当該権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

| 名称 | 取扱区分 | 種類、数量及び単位 | 貸付期限 返却期限 | 貸付場所及び 返納場所 |
|---------------------------------|------|-------------|----------------------|----------------|
| リスク管理枠組み（RMF）のセキュリティ管理策について（通知） | なし | 紙媒体又は電子媒体一式 | 契約の相手方の申請後、速やかに～納期まで | 官側の指定する場所 |

第2部 各論

第1 画像データ取得業務

1. 本事業衛星の性能及び投入軌道に関する要求水準

1.1 本事業衛星の性能

a. センサ種別

合成開口レーダー(SAR)センサと光学センサとの2種類とする。

b. バンド

SAR衛星のバンドは、Xバンドとする。

光学衛星のバンドは、パンクロマチック及びマルチスペクトル(3バンド以上)とする。ただし、マルチスペクトル(3バンド以上)のみでも可とする。

c. 撮像偏波方式

SAR衛星の撮像偏波方式は、アとする。

d. 観測モード

SAR衛星の観測モードは、Spotlightモード及びStripmapモードとし、Stripmapモードは、シーン単位の観測及び連続的な観測(イ以上)を可能とする。

SAR衛星による連続的な観測における1シーンは、e.で示すStripmapモードに係る観測幅及び観測領域を基準とした範囲を前提に事業者からの提案によるものとする。

なお、Spotlightモードの代わりにSliding Spotlightモードでも他の要求を満たせば可とする。

光学衛星の観測モードは、シーン単位の観測及び連続的な観測(ウ以上)とする。

光学衛星による連続的な観測における1シーンは、e.で示す光学衛星に係る観測幅及び観測領域を基準とした範囲を前提に事業者からの提案によるものとする。

e. 観測幅及び観測領域

SAR衛星は、Spotlightモードで観測幅エ以上、シーンサイズオ以上(オフナディア角30度)、Stripmapモードで観測幅カ以上、シーンサイズキ以上(オフナディア角30度)とする。

光学衛星は、観測幅ク以上、シーンサイズケ以上(直下視)とする。

f. 空間分解能

SAR衛星は、Spotlight モード： $\square\text{コ} \times \square\text{カ}$ （アジマス×グラウンドレンジ）以下、Stripmap モード： $\square\text{シ} \times \square\text{ス}$ （アジマス×グラウンドレンジ）以下とする。ただし、SAR衛星はオフナディア角30度での値。

光学衛星は、パンクロマチック $\square\text{セ}$ 以下、マルチスペクトル $\square\text{ソ}$ 以下とする。

g. ダイナミックレンジ

光学衛星は、11ビット以上とする。

1.2 投入軌道

a. 軌道種別

令和10年3月31日時点において2.で示す再訪頻度が満たせることを前提に、事業者が提案する軌道に本事業衛星を投入すること。再訪頻度を満たす目安としては、衛星高度 $\square\text{タ}$ の衛星 $\square\text{チ}$ 基を傾斜角 $\square\text{ツ}$ に投入するものである。

b. 撮像時刻

撮像できる条件において常時撮像を行えること。

c. 軌道保持

打上げ後の衛星は同一軌道を保持できることが望ましい。

d. コンステレーションの軌道

本事業衛星は、2.で示す再訪頻度に偏りがでないよう可能な範囲で均一に間隔を空けて配置することとし、SAR衛星と光学衛星の割合は $\square\text{テ}$ を基準とすること。構築例として衛星 $\square\text{チ}$ 基を傾斜角 $\square\text{ツ}$ に投入する場合、各傾斜軌道ごとに地軸に対して均等割りした $\square\text{ト}$ 軌道面において、1軌道面あたりSAR衛星 $\square\text{ナ}$ 基、光学衛星 $\square\text{ニ}$ 基の割合で配置する。

2. 本事業衛星の再訪頻度に関する要求水準

2.1 対象範囲

令和10年3月31日時点において、衛星の再訪頻度は、以下の緯度で囲まれた範囲で規定されるものとする。

- ・ 範囲1：北緯 $\square\text{ヌ}$ 度以上、北緯 $\square\text{ネ}$ 度以下
- ・ 範囲2：北緯 $\square\text{ノ}$ 度以上、北緯 $\square\text{ハ}$ 度未満
- ・ 範囲3：北緯 $\square\text{ヒ}$ 度以上、北緯 $\square\text{フ}$ 度未満

2.2 再訪頻度

SAR衛星と光学衛星の両方を含み、上記範囲の全ての地点において以下の平均的な再訪頻度を満たすものとする。再訪頻度の算出に当たっては、SAR衛星による撮像をオフナディア角 \square 度以下、光学衛星による撮像をオフナディア角 \square 度以下に設定の上、各年度年4回（四半期毎）のシミュレーションを実施し、当該四半期の最終月の翌月の第5営業日までに国に報告すること。また、令和10年9月30日までの間を猶予期間とし、当該日までに再訪頻度を満たすこととする。

- ・ 範囲1： \square 以下
- ・ 範囲2： \square 以下
- ・ 範囲3： \square 以下

3. 本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準

3.1 対象領域

国が撮像優先権を保持する領域は、次の緯度と経度で囲まれる矩形範囲とする。

- ・ 北緯 \square 度
- ・ 東経 \square 度
- ・ 北緯 \square 度
- ・ 東経 \square 度

3.2 撮像優先権

3.1で示す対象領域に対する国からの撮像要求及び撮像指示の撮像優先権は100%とする。ただし、その他の領域に対する撮像要求及び撮像指示があった場合は、この限りではない。

3.3 適用期間

3.2で示す撮像優先権は令和8年4月1日～令和13年3月31日の間、保持すること。

4. 本事業衛星の画像生成レベルに関する要求水準

4.1 処理内容

a. 画像の処理レベル

SAR衛星は、 \square 及び \square とする。また、 \square の場合は、国からの要望に応じてルック数が選択できること。

光学衛星は \square とする。また、必要に応じて \square も選択できること。ただし、 \square のみでも可とする。

b. 画像の階調数

光学衛星は、で16ビット/画素以上、で8ビット/画素以上とする。

c. 画像の1画素当たりのサイズ

SAR衛星は、以下(Spotlightモード)、以下(Stripmapモード)とする。

光学衛星は、以下(パンクロマチック)、以下(マルチスペクトル)、は以下とする。

4.2 画像データのフォーマット

GeoTIFF 又は NITF とする。

4.3 メタデータ

データ形式及び単位を統一させ、以下の内容を含めたメタデータを画像とともに画像データとして配信すること。なお、メタデータの形式は国と協議の上、決定するものとし、使用する衛星のメタデータ解説書を別紙2に基づき、国に提出する。

- ・ 衛星種別
- ・ 衛星号機
- ・ センサ種別
- ・ 観測モード
- ・ 画像処理レベル
- ・ 画像の四隅座標(位置座標)
- ・ 画像シーンサイズ
- ・ 撮像開始日時
- ・ 撮像終了日時
- ・ 画像フォーマット
- ・ 地図投影法
- ・ 地球楕円体
- ・ 太陽仰角
- ・ 衛星方位角
- ・ 入射角
- ・ オフナディア角
- ・ 昇降区分(衛星の軌道方向)
- ・ 撮像方向(ルック方向 (ライトルッキング/レフトルッキング))
- ・ PRF
- ・ 衛星軌道番号
- ・ 衛星軌道補正
- ・ 雲量

- ・ バンド数
- ・ 偏波
- ・ ピクセル数
- ・ ライン数
- ・ 分解能
- ・ ビット/ピクセル

5. 撮像要求から画像データの提供までの要領等に関する要求水準

5.1 撮像要求から撮像までの間の要領等

5.1.1 段階的運用期間における簡易システムの導入前（令和8年4月1日～令和8年9月30日）

a. 撮像要求の作成支援

事業者は、国が定常観測の撮像要求及び撮像指示が実施できるよう、専用の端末を用意し、当該端末で撮像目標及び撮像時期等を設定できるようにする。

また、国が緊急観測の撮像要求及び撮像指示を直接衛星事業者に実施できるよう、専用の端末を用意し、当該端末で撮像目標及び撮像時期等を設定できるようにする。

b. 撮像計画の作成

事業者は、国から送付された定常観測の撮像要求について、各衛星事業者と調整の上、撮像要求を踏まえた最適な撮像計画を立案し、国に通知する。

また、国から送付された緊急観測の撮像要求について、最も早く撮像することが可能な衛星、当該衛星の性能及び当該緊急観測を反映した撮像計画等を国に通知する。

c. 撮像指示の受付及び実行

事業者は、国からの定常観測の撮像要求を[A]まで、撮像指示を[B]まで受け付け、撮像を実行する。仮に、受付時刻を過ぎた場合であっても、可能な限り撮像要求及び撮像指示を受け付け、速やかに撮像を実行する。

また、緊急観測の撮像指示は、国から直接衛星事業者に対して実施することとし、衛星事業者は、撮像指示を受け付け、直ちに撮像を実行する。

なお、国が撮像指示の段階において、予め要求水準が達成されないことを確認した上で撮像を指示する場合は、当該指示に対するパフォーマンスは、評価しないものとする。

d. 撮像要求、撮像計画及び撮像指示の変更

事業者は、国から撮像要求の変更があった場合、その都度撮像要求を踏まえた最適な撮像計画を立案し、国に通知する。また、撮像指示の取り消しがあった場合は、可能な限り、その指示に対応する。

5. 1. 2 段階的運用期間における簡易システムの導入期間（令和8年10月1日～令和10年3月30日）

a. 撮像要求の作成支援

事業者は、国が定常観測及び緊急観測の撮像要求及び撮像指示が実施できるように、簡易システム端末を用意する。当該端末に本事業衛星の最新の軌道情報を随時提供し、撮像目標を地図上から選択することを可能にするとともに、撮像時期等を設定できるようにする。

b. 撮像計画の自動作成

事業者は、国から送付された定常観測の撮像要求に基づき、簡易システムで自動的に立案された最適な撮像計画を、簡易システムを通じて国に通知する。

また、国から送付された緊急観測の撮像要求について、その他の撮像要求に対する国の優先順位等を踏まえ、最も早く撮像することが可能な衛星、当該衛星の性能、撮像時期及び簡易システムで自動的に立案した最適な緊急観測の撮像計画等を国に通知するとともに、当該緊急観測を反映した定常観測の撮像計画を国に通知する。

c. 撮像指示の受付及び実行

事業者は、国からの定常観測の撮像要求を□Cまで、撮像指示を□Dまで受け付け撮像を実施する。仮に、受付時刻を過ぎた場合であっても、できる限り撮像要求及び撮像指示を受け付け、速やかに撮像を実行する。

また、事業者は、国の緊急観測の撮像指示について、撮像指示を受け付け、直ちに撮像を実行する。

なお、国が撮像指示の段階において、予め要求水準が達成されないことを確認した上で撮像を指示する場合は、当該指示に対するパフォーマンスは、評価しないものとする。

d. 撮像要求、撮像計画、撮像指示の変更

事業者は、国から撮像要求の変更があった場合、その都度撮像要求を踏まえた最適な撮像計画を立案し、国に通知する。また、撮像指示の取り消しがあった場合は、可能な限り、その指示に対応する。

5.1.3 本格的運用期間における統合運用システムの導入期間（令和10年3月31日～令和13年3月31日）

a. 撮像要求の作成支援

事業者は、国が定常観測及び緊急観測の撮像要求及び撮像指示が実施できるように、統合運用システム端末を用意する。当該端末に本事業衛星の最新の軌道情報を随時提供し、撮像目標を地図上から選択することを可能にするとともに、撮像時期等を設定できるようにする。

b. 撮像計画の自動作成

事業者は、国から送付された定常観測の撮像要求に基づき、統合運用システムで自動的に立案された最適な撮像計画を、統合運用システムを通じて国に通知する。

また、国から送付された緊急観測の撮像要求について、その他の撮像要求に対する国の優先順位等を踏まえ、最も早く撮像することが可能な衛星、当該衛星の性能、撮像時期及び統合運用システムで自動的に立案した最適な緊急観測の撮像計画等を国に通知するとともに、当該緊急観測を反映した定常観測の撮像計画を国に通知する。

c. 撮像指示の受付及び実行

事業者は、国からの定常観測の撮像要求を[E]まで及び撮像指示を[F]まで受け付け撮像を実施する。仮に、受付時刻を過ぎた場合であっても、できる限り撮像要求及び撮像指示を受け付け、速やかに撮像を実行する。

また、事業者は、国の緊急観測の撮像指示について、撮像指示を受け付け、直ちに撮像を実行する。

なお、国が撮像指示の段階において、予め要求水準が達成されないことを確認した上で撮像を指示する場合は、当該指示に対するパフォーマンスは、評価しないものとする。

d. 撮像要求、撮像計画、撮像指示の変更

事業者は、国から撮像要求の変更があった場合、その都度撮像要求を踏まえた最適な撮像計画を立案し、国に通知する。また、撮像指示の取り消しがあった場合は、可能な限り、その指示に対応する。

5.2 撮像から画像データの提供までの間の要領等

5.2.1 段階的運用期間における簡易システムの導入前（令和8年4月1日～令和8年9月30日）

a. 画像取得結果の通知

事業者は、画像取得が行われた旨を国が認知できる形で専用の端末に通知する。

b. 画像提供方法

事業者は、専用の端末に4.で規定する画像生成レベルの画像データを配信する。また、画像データはD I H-C G-1 3 0 0 1の画像データ転送装置に転送することにより、国に納入するものとする。画像データ転送装置との接続要領については、別に示す。

5. 2. 2 段階的運用期間における簡易システムの導入期間（令和8年10月1日～令和10年3月30日）

a. 画像取得結果の通知

事業者は、画像取得が行われた旨を国が認知できる形で簡易システム端末に通知する。

b. 画像提供方法

事業者は、簡易システムにて本事業衛星で取得した撮像データの画像化処理を行い、簡易システム端末に4.で規定する画像生成レベルの画像データを配信する。また、画像データはD I H-C G-1 3 0 0 1の画像データ転送装置に転送することにより、国に納入するものとする。画像データ転送装置との接続要領については、別に示す。

5. 2. 3 本格的運用期間における統合運用システムの導入期間（令和10年3月31日～令和13年3月31日）

a. 画像取得結果の通知

事業者は、画像取得が行われた旨を国が認知できる形で統合運用システム端末に通知する。

b. 画像提供方法

事業者は、統合運用システムにて本事業衛星で取得した撮像データの画像化処理を行い、統合運用システム端末に4.で規定する画像生成レベルの画像データを配信する。また、画像データはD I H-C G-1 3 0 0 1の画像データ転送装置に転送することにより、国に納入するものとする。画像データ転送装置との接続要領については、別に示す。

5. 3 画像取得時間

5. 3. 1 段階的運用期間における簡易システムの導入前（令和8年4月1日～令和8年9月30日）

本事業衛星からの撮像データが地上局サービス会社の地上局に受信されてから4.で規定する画像生成レベルの画像データが専用の端末に配信されるまでの間を画像取得時間とし、段階的運用期間における簡易システムの導入前の画像取得時間は次のとおりとする。

5.3.1.1 既存衛星

a. シーン単位の観測

SAR衛星及び光学衛星ともに、画像取得時間は、**G**以内とする。

なお、この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. 連続的な観測

SAR衛星及び光学衛星ともに、画像取得時間は、**H**以内とする。

なお、この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

5.3.1.2 本事業衛星（既存衛星を除く。）

a. シーン単位の観測

SAR衛星の画像取得時間は、Stripmapモードは平均**I**以内、1ルックのSpotlightモードは平均**J**以内、3ルックのSpotlightモードは平均**K**以内とする。

光学衛星の画像取得時間は、平均**L**以内とする。

なお、画像取得時間が**M**を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. 連続的な観測

SAR衛星の画像取得時間は、平均**N**以内とする。

光学衛星の画像取得時間は、平均**O**以内とする。

なお、画像取得時間が**P**を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

5.3.2 段階的運用期間における簡易システムの導入期間（令和8年10月1日～令和10年3月30日）

本事業衛星からの撮像データが地上局サービス会社の地上局に受信されてから4.で規定する画像生成レベルの画像データが簡易システム端末に配信されるまでの間を画像取得時間とし、段階的運用期間における簡易システムの導入期間の画像取得時間は次のとおりとする。

5.3.2.1 既存衛星

a. シーン単位の観測

SAR衛星及び光学衛星ともに、画像取得時間は、 Q 以内とする。

なお、この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. 連続的な観測

SAR衛星及び光学衛星ともに、画像取得時間は、 R 以内とする。

なお、この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

5.3.2.2 本事業衛星（既存衛星を除く。）

a. シーン単位の観測

SAR衛星の画像取得時間は、Stripmapモードは平均 S 以内、1ルックのSpotlightモードは平均 T 以内、3ルックのSpotlightモードは平均 U 以内とする。

光学衛星の画像取得時間は、平均 V 以内とする。

なお、画像取得時間が W を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. 連続的な観測

SAR衛星の画像取得時間は、平均 X 以内とする。

光学衛星の画像取得時間は、平均 Y 以内とする。

なお、画像取得時間が Z を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

5.3.3 本格的運用期間における統合運用システムの導入期間（令和10年3月31日～令和13年3月31日）

本事業衛星からの撮像データが飯岡地上局若しくは専用地上局又は地上局サービス会社の地上局に受信されてから4.で規定する画像生成レベルの画像データが統合運用システム端末に配信されるまでの間を画像取得時間とし、本格的運用期間における統合運用システムの導入期間の画像取得時間は次のとおりとする。

5.3.3.1 既存衛星

a. シーン単位の観測

SAR衛星及び光学衛星ともに、画像取得時間は、**あ**以内とする。

なお、この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. 連続的な観測

SAR衛星及び光学衛星ともに、画像取得時間は、**い**以内とする。

なお、この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

5.3.3.2 本事業衛星（既存衛星を除く。）

a. シーン単位の観測

SAR衛星の画像取得時間は、Stripmapモードは平均**う**以内、1ルックのSpotlightモードは平均**え**以内、3ルックのSpotlightモードは平均**お**以内とする。

光学衛星の画像取得時間は、平均**か**以内とする。

なお、画像取得時間が**き**を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. 連続的な観測

SAR衛星の画像取得時間は、平均**く**以内とする。

光学衛星の画像取得時間は、平均**け**以内とする。

なお、画像取得時間が \square を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

6. その他地上局に関する要求水準

事業者は、5.で定める撮像指示の受付時間や画像取得時間を満たすほか、国の撮像指示から画像データの提供までの時間を可能な限り短時間で実施するため、飯岡地上局及び専用地上局のほか、地上局サービス会社の地上局（以下「その他地上局」という。）を活用することとする。その他地上局は令和10年3月30日までに借上げることとし、要求水準は次のとおりとする。

ただし、その他地上局については、安定的に活用できる国・地域であることなども考慮して活用することとし、具体的な場所については国と協議を行うこと。

なお、その他地上局の要求水準に関し、次の緯度と経度で囲まれる矩形範囲を重点地域とする。

- ・ 北緯 \square 度
- ・ 東経 \square 度
- ・ 北緯 \square 度
- ・ 東経 \square 度

6.1 その他地上局の借上げ

その他地上局の利用に当たっては、本事業衛星によるコンステレーションの画像データの取得が最適に行われるよう、地上局サービス会社のサービスの範囲において最も優先度の高いサービスにより、撮像データのダウンリンクが可能であり、かつ撮像指示のアップリンクが可能となるよう、その他地上局を借上げるものとする。

なお、事業者は、その他地上局を借上げた場合、当該地上局の借上げ内容を国に開示することとし、具体的な内容は国と協議するものとする。

また、その他地上局の借上げの要求水準に関し、事業者は各年度年4回（四半期毎）のシミュレーションを実施し、当該四半期の最終月の翌月の第5営業日までに国に報告すること。

6.1.1 太陽同期軌道（ディセンディング）で通過する場合

a. ダウンリンク地上局

- ・ 6.で示す重点地域の任意の地点を撮像後、撮像データを最短 \square 以内にダウンリンクが可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。

- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像後、撮像データの \square %以上を \square 以内にダウンリンク可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。
- ・ 上記においてダウンリンクを完了することができない撮像データについて、飯岡地上局又は専用地上局の利用も含め、撮像後 \square 以内に \square %以上のダウンリンクを完了することが可能なその他地上局を借上げる。

b. アップリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像する場合において、北緯 \square 度の地点を基準に、国からの撮像指示の \square %以上を撮像開始の \square 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。

6.1.2 太陽同期軌道（アセンディング）で通過する場合

a. ダウンリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像後、撮像データの \square %以上を \square 以内にダウンリンク可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。
- ・ 上記においてダウンリンクを完了することができない撮像データについて、飯岡地上局又は専用地上局の利用も含め、撮像後 \square 以内に \square %以上のダウンリンクを完了することが可能なその他地上局を借上げる。

b. アップリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像する場合において、国からの撮像指示の \square %以上を撮像開始の \square 前まで受付可能なその他地上局を借上げる。
- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像する場合において、北緯 \square 度の地点を基準に、国からの撮像指示の \square %以上を撮像開始の \square 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。
- ・ 6.で示す重点地域の任意の地点を撮像する場合において、国からの撮像指示を撮像開始の最短 \square 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。

6.1.3 傾斜軌道に投入した衛星の場合

a. ダウンリンク地上局

- ・ 6.で示す重点地域の任意の地点を撮像後、撮像データを最短 \square 以内にダウンリンクが可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。
- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像後、東経 \square 度の地点を基準に、撮像データの \square %以上を \square 以内にダウンリンク可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。

- ・ 上記においてダウンリンクを完了することができない撮像データについて、飯岡地上局又は専用地上局の利用を含め、撮像後 $\square\phi$ 以内に $\square\gamma$ %以上のダウンリンクを完了することが可能なその他地上局を借上げること。

b. アップリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像する場合において、国からの撮像指示の $\square\epsilon$ %以上を撮像開始の $\square\eta$ 前まで受付可能なその他地上局を借上げる。
- ・ 3.1で示す対象領域の任意の地点を撮像する場合において、東経 $\square\zeta$ 度の地点を基準に、国からの撮像指示の $\square\iota$ %以上を $\square\theta$ 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。
- ・ 6.で示す重点地域の任意の地点を撮像する場合において、国からの撮像指示を撮像開始の最短 $\square\omega$ 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。

6.2 その他地上局の利用

6.2.1 シーン単位の観測

a. ダウンリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星に対して、撮像後最短でダウンリンク可能なその他地上局の予約依頼を予約開始時点で $\square\kappa$ %以上実施することとし、事業者はこれを証明する予約依頼実績書を国に提出するものとする。
- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示されたその他地上局又は当該地上局よりも早期にダウンリンク可能な地上局において、 $\square\lambda$ %以上の撮像データのダウンリンクを完了すること。
- ・ 上記においてダウンリンクを完了することができなかった撮像データについて、その他地上局、飯岡地上局又は専用地上局において撮像後 $\square\alpha$ 以内に $\square\beta$ %のダウンリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. アップリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星に対して、撮像指示が最短でアップリンク可能なその他地上局の予約依頼を予約開始時点で $\square\sigma$ %以上実施することとし、事業者はこれを証明する予約依頼実績書を国に提出するものとする。
- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示された撮像予定時刻までに、その他地上局又は専用地上局において $\square\tau$ %以上のアップリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

6.2.2 連続的な観測

a. ダウンリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星に対して、撮像後最短でダウンリンク可能なその他地上局の予約依頼を予約開始時点で[e]%以上実施することとし、事業者はこれを証明する予約依頼実績書を国に提出するものとする。
- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示されたその他地上局又は当該地上局よりも早期にダウンリンク可能な地上局において、[f]%以上の撮像データのダウンリンクを完了すること。
- ・ 上記においてダウンリンクを完了できなかった撮像データについて、その他地上局、飯岡地上局又は専用地上局において撮像後[g]以内に[h]%のダウンリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

b. アップリンク地上局

- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星に対して、撮像指示が最短でアップリンク可能なその他地上局の予約依頼を予約開始時点で[i]%以上実施することとし、事業者はこれを証明する予約依頼実績を国に提出するものとする。
- ・ 3.1で示す対象領域を撮像する衛星は、国の撮像指示で示された撮像予定時刻までに、その他地上局又は専用地上局において[j]%以上のアップリンクを完了することとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

7. 本事業衛星の打上げに関する要求水準

7.1 使用するロケット

打上げロケットは、価格、信頼性、打上げ時期等を総合的に勘案し、国内外のロケットから事業者自らが選定すること。

8. 本事業衛星の運用に関する要求水準

8.1 概要

- ・ 事業者は、国の撮像要求及び撮像指示並びにそれらの取り消し及び変更を受け付けるものとする。
- ・ 事業者は、撮像に最適な撮像計画等を国に通知するものとする。
- ・ 事業者は、国の撮像指示に基づき撮像を実施し、撮像データを飯岡地上局若しくは専用地上局又はその他地上局に送信し、画像化処理の上、国に画像データを提供するものとする。

- ・ 撮像データを専用地上局又はその他地上局で受信した場合は、事業者の通信回線を使用し、画像データをD I H - C G - 1 3 0 0 1の画像データ転送装置へ送信するものとする。

8.2 運用期間

運用期間は、令和8年4月1日から令和10年3月30日までを段階的運用期間、令和10年3月31日から令和13年3月31日までを本格的運用期間とする。

8.3 本事業衛星

本事業衛星は、国産衛星とする。

なお、既存衛星の要求水準は本事業衛星と同一のものとし、事業者はこれに依り難い場合は別途国と協議するものとする。

8.4 本事業衛星以外の衛星

本事業衛星のみでは国の所要を満たす本事業衛星によるコンステレーションの整備が困難となる事象が生じ、国が認めた場合においては、本事業衛星以外の衛星（海外衛星を含む。以下「その他衛星」という。）の利用を認める。

なお、5.3及び6.を除き、その他衛星の要求水準は本事業衛星と同一のものとし、事業者はこれに依り難い場合は別途国と協議するものとする。

事業者は、その他衛星を活用する場合には、本事業衛星によるコンステレーションの構成に加えることについて国の承認を受けた上で、最新の軌道情報を随時提供すること。

段階的運用期間及び本格的運用期間におけるその他衛星の考え方は、以下のとおりとする。

8.4.1 利用条件

(1) 段階的運用期間

事業者が用意できる本事業衛星の数が少なく、国の求める画像データの要求数量を提供するに当たり、その他衛星を使用するしか手段がない場合には、その他衛星の活用を認める。この際、その他衛星の撮像達成率等の要求水準は以下のとおりとする。

撮像達成率：80%以上

再訪頻度：指定なし

なお、事業者は、その他衛星を活用する場合は、本事業衛星と同様に打上げ計画及び運用計画を明らかにすること。

(2) 本格的運用期間

a. 令和9年度及び令和10年度

本事業衛星の整備や本事業衛星の打上げに起因する事象により令和9年度及び令和10年度時点においても本事業衛星のみで国の要求水準を満たす本事業衛星によるコンステレーションが整備できず、国の要求水準を満たすために、その他衛星を使用するしか手段がないと国が認めた場合においては、その他衛星の活用を認める。この際、その他衛星の撮像達成率等の要求水準は以下とする。

撮像達成率：80%以上

再訪頻度：事業者に帰責がある場合は、2.2のとおり。

事業者に帰責がない場合は、国産衛星及びその他衛星の構成を踏まえ、再設定する。

この際、本事業衛星の機数が k 機を下回らないようにすること。これに依り難い場合は、国と協議すること。

なお、その他衛星を活用する場合は、本事業衛星と同様に打上げ計画及び運用計画を明らかにすること。

b. 令和9年度から令和12年度までの間

本事業衛星の不具合等により国の要求水準を満たせず、国の要求水準を満たすために、その他衛星を使用するしか手段がないと国が認めた場合においては、その他衛星の活用を認める。この際、その他衛星の撮像達成率等の要求水準は以下とする。

撮像達成率：80%以上

再訪頻度：事業者に帰責がある場合は、2.2のとおり。

事業者に帰責がない場合は、国産衛星及びその他衛星の構成を踏まえ、再設定する。

この際、本事業衛星の機数が、本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないようにすること。その他衛星を活用する場合においても、SAR衛星と光学衛星の割合は m を基準とする。これに依り難い場合は、国と協議すること。

なお、その他衛星を活用する場合は、本事業衛星と同様に打上げ計画及び運用計画を明らかにすること。

8.4.2 画像取得時間等

シーン単位の観測について、撮像から4.で規定する画像生成レベルの画像データが撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を n 以内 to 実施するものとする。この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとする

が、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

連続的な観測について、撮像から4.で規定する画像生成レベルの画像データが撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を $\square o$ 以内に実施するものとする。この時間を超えるものは、画像取得が行われたものとは認めないものとするが、8.7c.に規定する条件に該当する場合は再撮像を行うことができるものとする。

8.5 要求数量

要求数量（上限となる画像の枚数）は以下のとおりとする。

令和8年度：SAR $\square p$ シーン/年、光学 $\square q$ シーン/年
令和9年度：SAR $\square r$ シーン/年、光学 $\square s$ シーン/年
令和10年度：SAR $\square t$ シーン/年、光学 $\square u$ シーン/年
令和11年度：SAR $\square v$ シーン/年、光学 $\square w$ シーン/年
令和12年度：SAR $\square x$ シーン/年、光学 $\square y$ シーン/年

8.6 実施体制

事業者は、本事業の実施に当たって、次の体制を確保し、これを証明するために必要な事項（資格の保有状況や実績等が確認できる書類を含む。）を実施計画書に示すものとする。

なお、実施体制を変更する場合には、事前に国と協議するものとする。

- ・ 契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）について、履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であること。
- ・ 国の画像データ取得に係る業務に参画した実績を有し、かつ、SAR衛星及び光学衛星の地球観測衛星システムに関する開発又は運用支援に係る実績並びにSAR衛星及び光学衛星の画像データの販売実績を有すること。
- ・ 業務従事者が業務の履行に必要な、又は有用な経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、国籍、業績等を有すること。
- ・ 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。
- ・ 業務従事者のうち、日本国籍を有する情報保全責任者を1名以上指名すること。
- ・ 本事業専用地上施設の運用に必要な人数の無線従事者（電波法（昭和25年法律第131号）第39条に定める無線設備の操作を行うことができる者）を確保すること。

- ・ 国の撮像指示を確実に最優先で対応可能な国産衛星の確保を含めた運用体制を構築するとともに、必要な人員を配置すること。
- ・ 各種事象が生じた場合も含め、24時間365日、円滑かつ早急に日本語で対応可能な運用体制を構築し、問い合わせ等に対応するとともに、即座に国に往來可能な拠点を市ヶ谷から半径100km以内に設定すること。

8.7 納入不能時の対応

a. 衛星や地上施設等の障害等による場合

- ・ 事業者は、衛星や地上施設その他本事業の遂行に必要となる設備（以下「設備等」という。）の障害その他不備（以下「障害等」という。）により画像データを提供できない場合は、直ちに国に対し通知するとともに、追って書面等により通知すること。
- ・ 事業者は、設備等の点検、維持整備、改修・換装等により画像データが提供できない場合は、事実（予定を含む。）が判明した時点をもって、国に対し、書面等により通知すること。
- ・ なお、上記の障害等に備え、事業者は別の手段により国に画像データを提供できるように処置を執るものとする。

b. 規定の画像データが提供できなかった場合

事業者は、撮像条件や設備等の不備により、4.で規定する画像生成レベルの画像データが納品できない場合、直ちに国に対し、通知すること。

c. 再撮像の実施

撮像指示から画像データが撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの間において、原因が特定できない衛星の一時的な機能の喪失等により画像データを納入することができなかった場合は、事業者からの求めに応じ、8.5に示すSAR及び光学それぞれの年間要求数量の \boxed{z} %の数量の範囲内で、国からの撮像指示に基づき、改めて撮像を行うことができるものとする。また、再撮像により取得した画像データを国へ配信した場合、当該画像データは国に納入されたものとする。

8.8 品質保証

- ・ 事業者は、国に提供する画像データについて、品質を保証できるように、定期的に品質を確認する。
- ・ 事業者は、前項目について、国の撮像指示との符合や欠損等について画像データに異常があると国から連絡を受けた場合は、当該画像データの異常の内容について国から情報提供を受けるとともに、飯岡地上局で受信した撮像デー

タである場合は、国から当該撮像データの提供を受け、確認を行うものとする。

- ・ 事業者は、国が品質を満たしていないと判断した画像データについて、原因が特定できない場合は、国と対応について協議するものとする。

8.9 実施計画書の作成

事業者は、国と協議の上、次の内容を含む実施計画書を作成し、国の承認を受けた上で、別紙2に基づき提出すること。

なお、実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに国の承認を得て提出するものとする。

- a) 本事業衛星によるコンステレーションの整備計画
- b) 提供する画像データの諸元等
- c) 優先権等に関する事項
- d) 本事業で活用するその他地上局の位置、性能及び利用計画
- e) 通信回線並びに本事業専用地上施設及びその他地上局の細部並びに全体構成
- f) 専用地上施設の整備計画
- g) 専用地上施設の運用・維持管理計画
- h) 運用要領（撮像要求の受付から画像データの配信までに係る細部要領を含む。）
- i) 問い合わせへの対応
- j) 画像データの確認方法
- k) 画像データの異常の定義
- l) 撮像計画等に係る教育の実施要領
- m) 撮像計画等に対する保全要領
- n) 秘匿の処置要領
- o) 作業従事者名簿
- p) 画像データを提供できない場合の通知要領
- q) 想定される不可抗力の範囲
- r) 権利等に関する事項
- s) システムの障害や整備等のため、統合運用システム等が使用できない場合の撮像要求・撮像指示に係る要領

8.10 活動報告書

事業者は、実施計画書のうち、a)、d)、f)及びg)に関する進捗状況や運用実績等に関して、撮像明細書を含む活動報告書を作成し、別紙2に基づき提出し、国の確認を受けること。

なお、活動報告書は、四半期ごとに作成し提出するとともに、四半期ごとの内容をとりまとめた年度活動報告書についても提出すること。

また、撮像明細書について、令和8年4月1日から令和8年9月30日の間は、専用の端末で保存した撮像実績を基に撮像明細書に必要な事項を記入し、1週間ごとに国に共有することとする。令和8年10月1日からは簡易システム及び統合運用システムで撮像明細書を管理することとし、必要な事項を記入の上、国に共有するものとする。

8.1.1 その他必要書類の提供

事業者は、実施計画書等の別紙2に定める書類を国に提出すること。

8.1.2 画像データの利用範囲及び権利

a. 利用範囲

国の画像データの利用範囲は、次による。

- ・ 我が国の安全保障に関する地理空間情報業務及び調査研究業務

b. 権利

- 1) 事業者は、国に対し、撮像データ及び画像データの使用許諾権を提供するものとする。
- 2) 国が、本事業により取得した画像データを利用して製作した二次的製品の著作権及び所有権は、国に帰属するものとし、国が使用許諾権を有するものとする。
- 3) 事業者は、国が本事業により取得した撮像データ及び画像データについて、国が許可した場合を除き、事業者のホームページ等で公開及び商用販売をしないものとする。国が許可した場合でも国の要求で撮像したデータであることを秘匿するものとする。

その他衛星を活用する場合に、上記の1)～3)について実現が困難な場合は、国と協議すること。

第2 専用地上施設運用等業務

1. 統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準

1.1 撮像指示・画像表示端末の準備

事業者は、国が撮像要求及び撮像指示を実施できるよう、令和8年4月1日からは専用の端末が、令和8年10月1日からは簡易システムが、令和10年3月31日からは統合運用システムが利用できるように整備し、それぞれのシステムに対応した端末等を国に設置する。設置に当たっては、以下のとおりとする。

なお、令和8年9月30日までに簡易システムを整備し設置できなかった場合は専用の端末を、令和10年3月30日までに統合運用システムを整備し設置できなかった場合は簡易システムを、それぞれのシステムが設置されるまで国は無償で継続して利用することができるものとする。

- a) 撮像要求及び撮像指示が実施できる端末を国が指定する場所に設置するものとする。
- b) 事業者は、国に設置する端末、当該端末と統合運用システム等を接続するための通信回線及び統合運用システム等からD I H - C G - 1 3 0 0 1の画像データ転送装置に転送するための通信回線を国に貸与し、別に示す仕様により構成するものとする。なお、D I H - C G - 1 3 0 0 1の画像データ転送装置に転送するための防衛省施設内の構内回線については、国と調整するものとする。
- c) 部外通信回線は光専用回線とし、回線の秘匿処置を施すものとする。また、回線秘匿のためのV P N装置等やネットワークスイッチ等の専用回線構成に必要な器材を提供し、国に設置する端末と統合運用システム等の間の通信に対し、秘匿暗号をかけるものとする。
- d) 防衛省施設内の指定する区間で使用するケーブルは、ケーブル部内に金属を使用していない製品とする。
- e) 国に設置する端末等については、国との調整の上、適宜の位置に識別表示を行うものとする。
- f) 別紙2に基づき、設置する端末等の機器の一覧表を国に提出するものとする。
- g) 構内回線の敷設後、別紙2に基づき、各執務室及び各フロアの構内配線図を国に提出するものとする。
- h) 端末等の設置後、別紙2に基づき、引渡書・確認調書を国に提出するものとする。

1.2 専用の端末

事業者は、国が撮像要求及び撮像指示を実施できるよう、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間、国が事業者に対し定常観測の撮像要求及び撮像指示が実施できる専用の端末を〔ア〕台用意し、国に設置する。また、本事業衛星を運用する各衛星事業者へ直接緊急観測の撮像要求及び撮像指示が実施でき、かつ撮像し、処理した画像データを閲覧できる専用の端末を1社〔イ〕台ずつ用意し、国に設置する。

専用の端末は、令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国と調整の上、設置場所から撤去すること。

1.2.1 専用の端末に求める機能

以下の機能を有すること。

a. 撮像要求の作成に係る機能

- ・ 撮像要求に当たり、以下に示す撮像要求条件を設定できること。
 - 撮像日時
 - 衛星種類
 - 撮像モード
 - 撮像オフナディア角範囲
 - 撮像位置(地点、エリア)
- ・ 定常観測の撮像要求をリスト形式でまとめられる機能を有すること。

b. 撮像計画の立案に係る機能

- ・ 国が送信した撮像要求又は撮像指示が実施不可能である場合、国に対して撮像計画への登録が不可であること及び不可である理由を通知する機能を有すること。
- ・ 国から送信された緊急観測の撮像要求及び撮像指示に対し、撮像可否、撮像衛星、撮像開始時間等を通知する機能を有すること。
- ・ 事業者に対して撮像要求及び撮像指示を送信する機能を有すること。
- ・ 事業者に対して撮像計画の修正依頼ができる機能を有すること。
- ・ 事業者から撮像計画を受信する機能を有すること。

c. 画像取得・表示に係る機能

- ・ 画像データの提供を通知する機能を有すること。
- ・ 取得した衛星画像を表示する機能を有すること。

d. 撮像実績の管理に係る機能

- ・ 撮像要求、撮像指示及び撮像実績を保存する機能を有すること。

e. その他の機能

- ・ コミュニケーションソフトが導入されていること。

1.2.2 画像処理能力

事業者は、5.3で示す画像取得時間を踏まえ、3.1で示す対象領域を最も多く衛星が通過するケースも想定し、画像処理待ちが起こらないよう撮像データの画像化に係る最適な処理能力を保持すること。

1.3 簡易システム

事業者は、統合運用システムの代用として簡易システムを令和8年9月30日までに日本国内に整備する。また、簡易システムを使用する端末は〔ウ〕台を基準とする。

なお、本端末は、令和10年3月31日から令和10年6月30日までの間に国と調整の上、設置場所から撤去すること。

1.3.1 簡易システムに求める機能

1.2.1で定める専用の端末に搭載する機能に加え、以下の機能を有すること。

なお、システムの操作性及び表示機能等については、使用開始後においても国からの軽微な改善要望に応じるものとし、細部は国と調整のうえ構築するものとする。

また、その他衛星を活用するに当たり、以下の機能等を極力利用できるように努めるものとする。

a. 撮像要求の作成に係る機能

- ・ 撮像要求に当たり、以下に示す撮像要求条件を設定できること。
 - 監視期間
 - 撮像間隔
 - 撮像方位角
 - 撮像優先順位
- ・ 撮像位置の入力において、地点又はエリア(矩形若しくは多角形)を指定できること。
- ・ 入力した撮像位置について地図上に表示・編集・削除できる機能を有すること。
- ・ 以前に使用した撮像指示を再度呼び出し、撮像要求に反映できる機能を有すること。

b. 撮像計画の立案に係る機能

- ・ 国が入力した撮像要求に基づき最適な撮像計画を自動的に立案し、撮像指示として事業者に送信する機能を有すること。
- ・ 撮像要求の入力に基づきシミュレーションを実施し、撮像計画の事前確認を行う機能を有すること。

- ・ 事業者が立案した撮像計画を受領し、地図上に表示するとともに、リストとして一覧表示する機能を有すること。

c. 画像取得・表示に係る機能

- ・ 端末に表示された衛星画像において、画像強調、拡大・縮小、回転、スクロール、距離・角度・方位の測定等ができるとともに、選択した地点の位置情報を表示する機能を有すること。
- ・ 複数枚の衛星画像を表示し、画像の比較ができること。
- ・ 画像データから洋上の船舶等を自動で検出し、対象を画像上にて強調する機能を有すること。
- ・ 船舶等の位置、針路及び速力について、単一画像から自動算出する機能と異なる画像の2地点から算出する機能の2つを有すること。
- ・ 上記で算出した位置、針路及び速力をもとに、指定された時間の船舶等の予想位置を計算し、地図上に表示する機能を有すること。

d. 撮像実績の管理に係る機能

- ・ 国の撮像指示において、画像取得に係るステータス(撮像予定日時、画像配信の予定時刻、撮像の結果、撮像指示の進捗状況等)が確認できる機能を有すること。
- ・ 簡易システムで撮像明細書を管理し、国と共有できる機能を有すること。

e. その他の機能

- ・ 本事業衛星の軌道情報が表示できる機能を有すること。

1.3.2 簡易システムに求める性能

- ・ 画像強調や計測等の機能を使用中でも、撮像計画の処理時間に悪影響をもたらさないようにすること。
- ・ 国が指定した撮像要求に対し、最適な撮像計画を自動立案の上、1地点当たり(エ)以内に結果を国に送付すること。

1.3.3 簡易システムの画像処理能力

事業者は、5.3で示す画像取得時間を踏まえ、本事業衛星が3.1で示す対象領域を最も多く衛星が通過するケースも想定し、画像処理待ちが起こらないよう撮像データの画像化に係る処理能力を保持すること。

1.3.4 簡易システム端末のハードウェア性能

簡易システム端末に求めるハードウェア性能は次の通りとする。

- ・ CPU性能 2.4GHz 以上
- ・ コア数 16 コア/CPU 以上
- ・ メモリ容量 64GB 以上
- ・ グラフィック NVIDIA RTX A4000 又は NVIDIA RTX A4000 相当以上、ビデオメモリ 16GB 以上
- ・ 画面サイズ 24.1 型相当
- ・ デスクトップ型

1.4 統合運用システム

事業者は、令和10年3月30日までに統合運用システムを日本国内に整備すること。また、統合運用システムが利用できる端末は〔オ〕台を基準とする。

なお、統合運用システム端末は、本事業終了後、国と調整の上、設置場所から速やかに撤去すること。

1.4.1 統合運用システムに求める機能

1.3.1で定める簡易システムに搭載する機能に加え、以下の機能を有すること。

なお、システムの操作性及び表示機能等については、使用開始後においても国からの軽微な改善要望に応じるものとし、細部は国と調整のうえ構築するものとする。

また、その他衛星を活用するに当たり、以下の機能等を極力利用できるように努めるものとする。

a. 画像取得・表示に係る機能

- ・ 以下の機能を有する海上追尾モードを保有すること。
 - － A I S等によって得られる画像データ以外の航跡情報等を重畳表示できること。
 - － 指定された時間の船舶等の予想位置を基に撮像要求の作成を支援できる機能を有すること。

b. その他の機能

- ・ 天候情報に基づく被雲率を表示する機能を有すること。

1.4.2 統合運用システムに求める性能

- ・ 画像強調や計測等の機能を使用中でも、撮像計画に示す処理時間に悪影響をもたらさないようにすること。

- ・ 画像データの転送・暗号化処理に関し、画像化処理時間を除き〔カ〕以内で処理する能力を有すること。
- ・ 24時間365日の連続稼働を実施し、稼働率は〔キ〕%以上（年間の非稼働時間を〔ク〕以内）を満たすこと。なお、定期保守期間中においても、冗長構成により、稼働率を維持すること。また、定期保守期間及び時期については、国と合意することとし、仮に、冗長構成をもっても、国と合意した定期保守期間中に予期し得ない事象により稼働率が維持できない場合は、当該期間を除いた期間において稼働率を維持することとする。
- ・ 国が指定した撮像要求に対し、最適な撮像計画を自動立案の上、1地点当たり〔ケ〕以内に結果を国に送付すること。

1.4.3 統合運用システムの画像処理能力

事業者は、5.3で示す画像取得時間を踏まえ、本事業衛星が3.1で示す対象領域を最も多く衛星が通過するケースも想定し、画像処理待ちが起こらないよう撮像データの画像化に係る処理能力を保持すること。

1.4.4 統合運用システム端末のハードウェア性能

統合運用システム端末に求めるハードウェア性能は、1.3.4と同等以上とする。

1.5 端末の稼働条件

国に設置する端末は、以下の環境条件及び電源条件で動作するものとする。

- ・ 周囲温度 常温（+10℃～+35℃）
- ・ 相対湿度 常湿（20～80% RH）
- ・ 電源電圧 AC100V±5% 50Hz、AC200V±5% 50Hz

1.6 飯岡地上局の利用に関する要求水準

事業者は、以下の項目を踏まえ、国の飯岡地上局を撮像データを受信する地上局として利用することができるものとする。なお、飯岡地上局からのアップリンクは行わないものとする。

a. 飯岡地上局の利用に必要な機能

事業者は、令和10年3月30日までに統合運用システムと市ヶ谷地上システムを接続し、飯岡地上局を利用することが最適な場合においては、必ず利用すること。

- ・ 飯岡地上局におけるアンテナ利用情報を取得できる機能を有すること。

- ・ 国に対する飯岡地上局の使用の承認要求及び承認結果を受領できる機能を有すること。
- ・ 市ヶ谷地上システムにアンテナ受信要求及び受信コマンドを送信できる機能を有すること。
- ・ 飯岡地上局での受信不可情報を受信できる機能を有すること。
- ・ 市ヶ谷地上システムを経由した飯岡地上局で取得した撮像データを受信できる機能を有すること。

b. 飯岡地上局の利用要領

本事業衛星から撮像データを飯岡地上局において受信する場合は、以下の要領に従い実行すること。なお、市ヶ谷地上システムとの接続要領及び利用要領の細部については、別に示す。

- 1) 事業者は、飯岡地上局におけるアンテナ利用情報を取得する。
- 2) アンテナ利用情報を踏まえ、事業者は、飯岡地上局の使用に係る承認要求を市ヶ谷地上システムに送信する。
- 3) 事業者は、国から送付されたアンテナ受信の承認結果を受領し、承認された場合は速やかに市ヶ谷地上システムにアンテナ受信要求及び受信コマンドを送信する。なお、飯岡地上局の利用が承認されなかった場合は、専用地上局又はその他地上局にて撮像データの受信を行うこと。
- 4) アンテナ受信の承認後、飯岡地上局の事情により受信不可情報を受信した場合は、専用地上局又はその他地上局にて撮像データの受信を行うこと。
- 5) 事業者は、飯岡地上局で受信した撮像データを市ヶ谷地上システムから取得する。

c. 飯岡地上局の利用可能期間

飯岡地上局は令和10年3月31日から令和13年3月31日までの間、利用ができるものとする。

1.7 統合運用システムの従系

事業者は、統合運用システムの構成品が故障等しても運用が継続できるよう冗長構成をとることとし、同時に非稼働とならないように主系(運用系)、従系(待機系)は設置場所を離して日本国内に置くこと。

また、主系と従系は同一機能を有すること。

1.8 操作説明

a. 操作教育

事業者は、1.2、1.3及び1.4に示した端末に関する教育を実施するものとする。実施内容については、システム及び運用要領、機材の操作説明並びに障害対処方法とし、実施計画書に示すものとする。なお、教育の実施において必要となる機材等は事業者が準備するものとする。

b. 操作説明書

上記を行うに当たり、事業者は事前に操作説明書を作成の上、別紙2に基づき国に提供すること。

2. 専用地上局の設置場所及び機能に関する要求水準

2.1 専用地上局

事業者は、専用地上局、専用地上局を運用する運用センター、局舎及び地上回線を新設又は既存施設の増築等により整備の上、令和10年3月31日から運用するものとし、当該地上局を利用することが最適な場合においては、必ず利用すること。

a. 設置場所等

専用地上局は日本国内の〔コ〕拠点に各〔サ〕基整備すること。

また、専用地上局の運用センターについて、地理的に離れた場所に主系及び従系をそれぞれ整備すること。

b. 機能・性能

24時間365日の連続稼働を実施し、1拠点当たりの稼働率は〔シ〕%以上（年間の非稼働時間を〔ス〕以内）を満たすこと。ただし、不測の事態が生じた場合において、国の承認を得た上で、当該専用地上局の近傍にある日本国内のその他地上局を利用し、稼働率を維持することも可とする。

なお、定期保守期間中においても、冗長構成により、稼働率を維持すること。また、定期保守期間及び時期については、国と合意することとし、仮に、冗長構成をもって、国と合意した定期保守期間中に予期し得ない事象により稼働率が維持できない場合は、当該期間を除いた期間において稼働率を維持することとする。

その上で、以下の機能を保有する専用地上局を整備すること。

- 1) 送受信アンテナから衛星へコマンド送信が可能であること。
- 2) 衛星から送信される撮像データを送受信アンテナで受信可能であること。
- 3) 1)及び2)は統合運用システムとのインターフェース情報接続により実現可能であること。

c. 設置条件

各専用地上局の構成機器について、冗長化を実施すること。特に、各専用地上局の電源設備におけるUPS(Uninterruptible Power Supply:無停電装置)及び発電機について冗長性を確保すること。加えて、自家発電等による〔セ〕以上の無停電を可能とし、必要に応じて瞬時に冗長系及び自家発電系に電源切替がされる機能を有すること。

3. 統合運用システム等及び専用地上局の維持管理に関する要求水準

3.1 定期点検

事業者は、統合運用システム等及び専用地上局の設置及び機能に関する要求水準が満たせるように、統合運用システム等及び専用地上局の定期点検等の維持管理を行うこと。

4. 我が国の安全保障用途に適合したセキュリティレベルに関する要求水準

4.1 端末装置等

事業者は、本事業の履行に際し、国に設置する端末や通信回線等について、情報の漏洩若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、また知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋め込み又は組み込みその他国の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な対応の管理を行うものとする。

4.2 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 事業者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報等は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」（以下「情報セキュリティ通達」という。）第2項第1号に規定する情報とし、その取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」（保護すべき情報等に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）に基づき、適切に管理するものとする。

この際、特に、保護すべき情報等の扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく国に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として事業者が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報

として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制

2) 国の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

3) 国が書面により個別に許可した場合を除き、事業者以外の者(契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む。)に対して伝達及び漏洩されないことを保障する履行体制

b) 事業者は、本事業の履行に関して情報の保全を徹底するとともに、本事業の履行により直接的又は間接的に知り得た内容に関して、本事業の履行以外の目的で、国の許可なく部内外への利用又は公表等を行ってはならない。

c) 事業者は、本事業の履行に当たり、国に電子計算機又は可搬記憶媒体の持ち込み又は持ち込み使用することが必要な場合は、事前に申請を行い、許可を得るものとする。なお、持ち込み又は持ち込み使用する電子計算機又は可搬記憶媒体は、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を国に提示するものとする。

d) 事業者は、本事業により設置する製品に非揮発型データ蓄積部(以下「HDD」という。)を有する場合は、撤去時に、HDDを国に提供するものとする。なお、提出された当該HDDは、国においてデータの確実な破棄を行った後、別途事業者へ返却するものとする。

e) 事業者は、衛星との通信回線及び国に設置する専用回線等において、データの保護に係る措置を行うものとする。

f) 事業者は、撮像計画等の情報保全及びデータの保護に係る措置が確実に実施されることを国が確認できる書類を提出するものとする。

g) 事業者は、本事業に関わる情報システムを、最新の状態に更新されたウイルス対策ソフトウェア等を用いて、週1回以上フルスキャンを行うことなどにより、悪意のあるコードから保護するものとする。

h) 事業者は、本事業に関わる共有ネットワークが社外のインターネットへ物理的に接続されている場合は、本事業の履行により直接的又は間接的に知り得た内容が社外に漏洩することを未然に防止するため、不正通信に関し常時監視を行う措置を講ずるものとする。

i) 事業者は、事業者が保有するネットワークシステムの一部を国に設置し、そのネットワークシステムを通じて悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスが認められた場合は、直ちに、ネットワークを切断するなどの適切な措置を講

じるとともに、その時点における把握し得る限りの情報を国に通報し、その後速やかにその詳細を国に報告するものとする。

- j) 事業者は、悪意のあるコードへの感染又は不正アクセス等による被害について、事業者の責めに帰すべき事由による場合には、必要となる措置については事業者の負担とする。
- k) 事業者は、本事業の履行に当たり直接的又は間接的に知り得た情報の漏洩、及び事業者が保有するネットワークシステムへの悪意のあるコードへの感染又は不正アクセス等について、国の求めに応じ必要な調査等について協力するものとする。
- l) 事業者は、本役務に第三者を従事させる場合には、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について」に基づき、所要の届出を実施する。
- m) 以上のほか、事業者は、本事業における情報保証を確保するため、国の情報システムとの接続が想定される統合運用システム等について、防衛省の情報保証に関する訓令において求められるセキュリティ水準を満たすものとする。具体的には、「防衛省の情報保証に関する訓令の運用について」、「リスク管理枠組み（RMF）のセキュリティ管理策について」及び「情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について」（以下「RMF実施要領」という。）に基づき、国において求められるセキュリティ管理策を抽出した上で、抽出したセキュリティ管理策について実装可否を検討し、その根拠も併せて提示し、提示にあたってはRMF実施要領に示すセキュリティ計画書の様式で提示するものとする。提出されたセキュリティ計画書をもとに国において、セキュリティ水準を確認し、水準を満たしていないと判断されたものについては、速やかに改善するものとする。

第3 全般管理業務

1. 業務の概要

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を遵守しつつ自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業を遂行する。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について統括的に管理する。

その際、事業者は、本事業が約5年間にわたり本事業衛星によるコンステレーションの整備・運用・維持管理、専用地上施設の整備・運用・維持管理等を一体的に実施する事業であることを踏まえ、本事業に関する業務の統括機能を十分に発揮し、本事業衛星によるコンステレーションの利用ニーズに合ったサービスを継続的かつ柔軟

に提供することができるよう、本事業にかかるコスト、スケジュール、リスク等を適切に管理する。また、要求水準書に示された業務及び要求水準にとどまらず、事業者による実効的なセルフモニタリングや業務改善プロセスを通じて、サービスの質の向上に資する提案を事業者自らが企画し、国に発案・助言する。

2. 業務の実施方法及び要求水準

2.1 業務内容

事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、かつ、企業経営の観点から必要な能力・知識・経験を有する総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを適切に配置することにより、各業務を統括・調整するとともに、本事業を確実かつ効率的に遂行できるよう、次の事項を実施する。

- ① 各業務実施企業の提案・意見を統括・調整することにより、各業務間の隙間や重複を排除し、本事業の各業務を包括的なサービスとして効率的かつ効果的に実施する。
- ② 業務実施企業間の意見調整を適切に行い、常に業務実施企業間の責任及びリスク分担を明確化し、事業者としての統一的な方針の下に事業を遂行する。
- ③ 各業務実施企業における業務実施計画、業務実施内容及び要求水準の遵守状況を実効的かつ能動的に把握・管理するとともに、恒常的な業務改善プロセスを通じてサービスの質の向上を図る。
- ④ 本事業にかかる資金を確実に確保するため、金融機関やスポンサー等との折衝・調整を計画的に実施するとともに、事業収支計画や財務状況等を適切に管理する。
- ⑤ 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、国との直接的な連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うとともに、国・事業者間の協議を主導し、協議の円滑な進行・調整を図る。不具合の発生などの緊急時や変更契約手続きの発生時においては国の求めに応じて速やかに協議・対応を行う。
- ⑥ 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、各業務実施企業等との契約事務手続等を調整し、本事業の確実な履行を図る。また、国との各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行い、国の求めに応じてそれらの管理状況を適宜報告する。
- ⑦ 本事業における国のパートナーとして、自らが行う業務内容の履行やモニタリングだけでなく、国が実施する業務プロセスの最適化やサービスの質の向上に資する提案を企画し、国に発案・助言する。
- ⑧ 国と調整の上、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行う。
- ⑨ 事業者は、本事業の実施を通じて蓄積したコンステレーション衛星の技術情報やその運用等に係る知見・教訓等について、国が求めた場合は随時かつ速やかに情報提供すること。

- ⑩ その他、本事業の遂行に関して必要な管理・調整業務を統括する。
- ⑪ 国による本事業の実施状況業績等の監視（モニタリング）等の実施に当たり、事業者は国の要望に応じて、本事業の技術事項の説明に関し必要な対応を行うものとする。

2.2 国への提出物

事業者は、事業者の経営等に係る別紙3に示す書類をそれぞれの提出時期までに国に提出して確認を受けること。

なお、国は事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて、事業者に対して追加の経営状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

別紙2 提出書類

| 番号 | 名称 | 提出先 | 提出部数 | 提出時期 | 媒体種別 | 備考 |
|----|---------------------|----------------|-------|----------------------|----------|--------------|
| 1 | 実施計画書 | 情報本部 画像・地理部 | 2部/1式 | 契約締結後速やかに | 紙及び電子データ | 事業者の様式による |
| 2 | 撮像計画等の情報保全及び秘匿に係る措置 | | | | | |
| 3 | 設置機器一覧表 | | | | | |
| 4 | 構内配線図 | | | 回線敷設後速やかに | | |
| 5 | メタデータ解説書 | | | 契約締結後、7営業日以内 | | |
| 6 | 引渡書・確認調査書 | | | 引渡(設置時) | | 国の様式による |
| 7 | 撮像明細書 | | | 各四半期の最終月の翌月の第5営業日までに | | |
| 8 | 予約依頼実績書 | | | 各四半期の最終月の翌月の第5営業日までに | | 事業者の様式による |
| 9 | 活動報告書 | | | 最終四半期は年度活動報告書も提出すること | | |
| 10 | 操作説明書 | | | 端末導入の1か月前まで | | 事業者の様式による |
| 11 | セキュリティ計画書 | | | 作成後速やかに | | RMF実施要領に示す様式 |

別紙3 全般管理業務に関する提出書類

| | 提出書類 | 提出時期 |
|---|---|--|
| ① | 事業者の定款の写し | 事業契約締結後、7営業日以内 定款の変更後、翌月7営業日以内 |
| ② | 事業者の株主名簿 | 事業契約締結後、7営業日以内 株主名簿の変更後、翌月7営業日以内 |
| ③ | 実施体制図 | 事業契約締結後、7営業日以内 実施体制の変更後、翌月7営業日以内 |
| ④ | 事業工程表 | 事業契約締結後、10営業日以内 |
| ⑤ | 事業者が締結予定の契約書等のリスト | 事業契約締結後、7営業日以内 リストの変更後、翌月7営業日以内 |
| ⑥ | 事業者が締結した契約書等（変更契約含む）の写し | 国が⑤のリストに基づき指示する契約書等は、各契約の締結後、7営業日以内 その他の契約書等は、各契約の締結後、翌月末 |
| ⑦ | 株主総会の議事概要及び提示資料 | 株主総会の会日後、10営業日以内 |
| ⑧ | 取締役会の議事概要及び提示資料 | 取締役会の会日後、10営業日以内 |
| ⑨ | 各事業年度における、会社法第435条第2項に基づく計算書類及びその付属明細書類並びにキャッシュフロー計算書及び監査報告書の写し。これらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係を説明する資料 | 定時株主総会の会日後、1か月以内 |
| ⑩ | 各事業年度の上半期に係る⑨に準じた計算書類 | 上半期終了後、2か月以内 |
| ⑪ | 事業者の最新の事業収支計画及びPFI-LLCの算定資料 | 契約締結後、速やかに 本事業契約の契約金額の変更後、翌月7営業日以内 その他更新後、翌月7営業日以内 |
| ⑫ | 次期事業に向けた引き継ぎ書 | 契約締結後、国が指定する期日までに |

別紙4 用語の説明

| No | 用語 | 説明 |
|----|-------------|--|
| 1 | 衛星コンステレーション | 複数の衛星で構成される人工衛星群をいう。 |
| 2 | 国産衛星 | 日本国法人が、主として日本国内で衛星を設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星をいう。 |
| 3 | 本事業衛星 | 本事業で、国が撮像優先権を有する国産衛星をいう。 |
| 4 | 地上局サービス会社 | 地球観測衛星の撮像用コマンドの送信及び撮像データの受信をサービスとして提供する会社をいう。 |
| 5 | 本事業専用地上施設 | 本事業で新たに整備し専用利用する、統合運用システム等及び専用地上局をいう。 |
| 6 | 統合運用システム | 国の撮像要求に基づき、撮像に最適な衛星を選択し、衛星への撮像指示及び国への画像データの伝送を統合的に管理するシステムをいう。令和10年3月31日より利用を開始する。 |
| 7 | 簡易システム | 統合運用システムの運用開始までの間(令和8年10月1日から令和10年3月30日)、代用として利用する運用システムをいう。 |
| 8 | 専用の端末 | 簡易システムの運用開始までの間(令和8年4月1日から令和8年9月30日)、代用として利用する撮像指示端末をいう。 |
| 9 | 地上局 | 衛星との間で情報の通信を行うために地上に設置された無線局をいう。 |
| 10 | 専用地上局 | 本事業で専用利用する地上局(アンテナ)をいう。 |
| 11 | 飯岡地上局 | 国が整備する千葉県旭市にある地上局をいう。事業者は令和10年3月31日から利用できる。 |
| 12 | 撮像要求 | 撮像計画を立案するための要求事項(撮像位置、撮像期間、衛星等)をいう。 |
| 13 | 撮像計画 | 統合運用システム等により、事業者側で立案される撮像要求に対する撮像の計画をいう。 |

| No | 用語 | 説明 |
|----|-----------------------|---|
| 14 | 撮像指示 | 撮像計画を基にした国からの最終的な撮像の指示をいう。 |
| 15 | 撮像データ | センサで取得され、画像データになる前のデータをいう。 |
| 16 | 画像データ | 画像化処理等が行われ、製品になったデータをいう。 |
| 17 | 市ヶ谷地上システム | 情報本部が市ヶ谷に設置する地上システムをいう。 |
| 18 | 光学センサ | 太陽光を受けて物体が反射した可視光線及び物体自身が放射する近赤外線をレンズで集め、その対象物の熱量を取得する受動的センサをいう。 |
| 19 | 合成開口レーダー(SAR) | 電波を地球に向かって複数回照射し、地表面から反射波を受信することにより、地表面の起伏、傾斜及び物体の凸凹等を観測する能動的センサをいう。 |
| 20 | バンド | 電磁波の特定の周波数(波長)帯域をいう。 |
| 21 | パンクロマチック | 単一の広いバンドの感度を持つセンサをいう。また、そのセンサで撮像された画像をいう。 |
| 22 | マルチスペクトル | 複数のバンドを観測できるセンサをいう。また、そのセンサで撮像された画像をいう。 |
| 23 | 撮像偏波方式 | SARで撮像する際の偏波の方式をいう。 |
| 24 | シーン | 画像データを数える単位をいう。 |
| 25 | Spotlight モード | SARの観測モードの一つであり、電波を地表の特定箇所に照射し続け、高解像度の画像を得るモードをいう。Sliding Spotlight モードと比較してより観測域を狭めて照射するモードのため、アジマス方向に対してより高解像度の画像を得ることが可能となる。 |
| 26 | Stripmap モード | SARの観測モードの一つであり、電波を斜めから地表面に照射し、画像化処理により、高解像度の画像を得るモードをいう。 |
| 27 | Sliding Spotlight モード | SARの観測モードの一つであり、電波を地表の特定箇所に照射し続け、高解像度の画像を得るモードをいう。 |

| No | 用語 | 説明 |
|----|-----------|---|
| 28 | 空間分解能 | 地表面上の独立した物体を分離識別することができるセンサの性能をいう。値が小さいほど性能が良い。 |
| 29 | アジマス | 衛星の飛行方向をいう。 |
| 30 | グラウンドレンジ | 衛星の直下から地表上の対象物との距離（地表距離）をいう。 |
| 31 | オフナディア角 | 衛星の鉛直直下と衛星のレーダー照射方向のなす角度をいう。 |
| 32 | ダイナミックレンジ | 処理可能な信号の最大値と最小値の比率を表した数値をいう。ここでは、最大値から最小値を量子化するビット数を指す。 |
| 33 | 再訪頻度 | 本事業衛星で同じ地点を観測する頻度をいう。 |
| 34 | 撮像優先権 | 本事業衛星に対して国が行う撮像指示が、他の利用者の要求よりも優先される権利をいう。 |
| 35 | 処理レベル | 撮像データに施される前処理のレベルをいう。 |
| 36 | GeoTIFF | TIFF (Tagged Image File Format) と同形式の画像データのフォーマットをいう。タグ部分に画像の座標値を有している。 |
| 37 | NITF | National Imagery Transmission Format の略。米国国防総省で標準とされている画像データのフォーマットをいう。 |
| 38 | 衛星事業者 | 本事業衛星を保有・運用し、画像データを提供する事業者をいう。 |
| 39 | 定常観測 | 国の撮像指示に基づき、撮像目標を定期的に撮像する方式をいう。 |
| 40 | 緊急観測 | 国の撮像指示に基づき、最優先で撮像する方式をいう。 |
| 41 | 傾斜軌道 | 衛星の軌道面が地球の赤道面に対して何らかの角度(傾斜角)を持っている軌道をいう。 |
| 42 | 太陽同期軌道 | 極軌道の一つで、衛星の軌道面と太陽の位置関係が年間を通して変わらない軌道をいう。 |
| 43 | 海外衛星 | 国産衛星以外の衛星をいう。 |

| No | 用語 | 説明 |
|----|-------------|---|
| 44 | 二次的製品 | 画像データから制作された製品をいう。撮像データ及び画像データの復元が可能な画像情報を含むもの、含まないもののいずれも含む。 |
| 45 | 撮像指示・画像表示端末 | 国が利用する統合運用システム等の端末をいう。 |
| 46 | 暗号化 | 第三者に内容を知られないように行う処置をいう。 |
| 47 | 悪意のあるコード | 情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウィルス、スパイウェア等をいう。 |
| 48 | アップリンク | 地上局から衛星を制御するための回線をいう。 |
| 49 | ダウンリンク | 衛星から地上局へ撮像データを送信するための回線をいう。 |
| 50 | VPN ボックス | 仮想専用線 (Virtual Private Network) 用のネットワーク装置をいう。 |
| 51 | SWITCH | ネットワークスイッチ：コンピュータネットワークの集線装置の一種であり、受信データの宛先によって、接続された各機器への転送の可否を判断する機能を内蔵したものをいう。 |
| 52 | 撮像達成率 | 国からの撮像指示に対し、要求水準を満たす画像データを国に納入した割合のことをいう。 |
| 53 | 既存衛星 | 本事業衛星のうち、本事業の契約締結日までに宇宙空間に打上げた既存の国産衛星のことをいう。 |